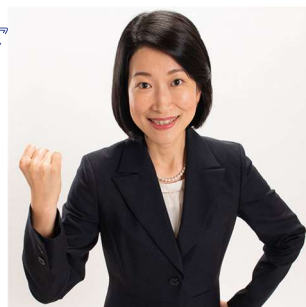




宮前公園第二期整備区域の工事請負契約 3億4980万円

現在、整備をすすめている宮前公園、第二期区域整備工事は今月から着手されています。荒川区議会6月会議で工事請負契約の締結が可決されました。契約金額は3億4980万円(予算額の8割程度)、北部・上園・岩田建設共同事業体が請け負います。

区は魅力を高めるために「図書館と連携し、植物関連のセミナーや体験型学習会などのイベントを開催する。区民ボランティアの活動で地域に根差した魅力ある公園としていく。寄付(4万円~40万円)でベンチを設置する」としています。ベンチの寄付は7月21日から募集が始まります。ベンチには寄付者のメッセージを入れた記念プレートが付けられます。なお、寄付が不足した場合、ベンチは区が設置します。

宮前公園第二期整備区域(1.2ha)計画図



<第二期区域の主な整備内容>

- 1)4つのガーデンエリア(ガーデナー監修)
 - 2)テニスコート(人工芝で3面、休憩用ベンチ)
 - 3)スライム池
 - 4)ミストシャワー3か所
 - 5)防災設備
- 【防水槽(合計280t)、マンホールトイレ(15穴)】

第二期整備区域 2022年4月開園予定

公園や施設などは計画段階やその後の設計・施工の段階で、継続的に区民が参加することが非常に重要だと思います。参加者の対象を広げ、住民は誰でも参加できるようにすれば、さらに地域に根差した公園・施設になるのではないのでしょうか。

【問合せ】防災都市づくり部基盤整備課計画係 電話:03-3802-3111(代表)

ファイザー社製ワクチン 荒川区への供給は

第11クール(8/2&8/9の週)の荒川区への配分は14箱(7/14発表、1箱195バイアル、1バイアル5回または6回接種、5回接種の場合13,650回分)。発表が遅すぎます。現在停止されているファイザー社製使用会場の8月の予約は遅くとも7月19日の週には再開されるのではないのでしょうか。

荒川区では7月14日から12歳以上の予約ができるようになります。

したが、ファイザー会場の予約ができない!こんな声が寄せられました。モデルナは18歳以上が接種できますが、17歳以下のはファイザー頼みです。各医療機関での個別接種も予約を受けてもらえない場合が多いようです。

予約をする区民、保護者の皆さん、医療機関、そして自治体の担当者もワクチン供給の遅さ、不安定さに振り回されています。



国民健康保険料・介護保険料の減免申請受付開始

7月12日(月)から国民健康保険料、介護保険料の減免申請の受付が始まりました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響がある対象者に減免がされます。

事業収入や給与収入が「前年」に比べて30%以上減少する見込みであることが、大まかな要件です。

保険料は前年の所得で算出されるので、昨年の所得が減っていれば今年の保険料は少ない……のですが、コロナ前(2019年)の所得と比較すれば、減免対象者が広がるのではないのでしょうか。



同時申請ができるようになりました

同一世帯に、荒川区国民健康保険に加入している、かつ、介護保険第一号被保険者(65歳以上)の方がいる場合、同時申請できます。まず、国民健康保険に減免申請し、介護保険の該当者がいる場合は減免されます。

感染拡大防止の観点から、郵送での申請が基本となります。問い合わせは区役所の担当部署で伺います。区民事務所での取り扱いはありません。申請書は荒川区のホームページからダウンロードできます。

わからないことがありましたらお気軽にご連絡ください。

<国保料減免>

対象条件 1

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯

対象条件 2

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少が見込まれ、次の1から3までのすべてに該当する世帯

1)主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みであること

2)主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

3)主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【問合せ】荒川区役所 電話番号:03-3802-3111(代表)

国保:福祉部国保年金課国保資格係(内線2373~2376)

介護保険:福祉部介護保険課資格保険料係(内線:2442)

禁止区域以外放置自転車、警告後3日で撤去

放置禁止区域(赤土小、熊野前、町屋、日暮里、西日暮里、三河島)内では定期的に放置自転車等を撤去しています。撤去は、自転車等に警告札を取り付け、1時間以上経過した後に行います。

放置禁止区域外の放置自転車については、原則として警告札を付けてから1週間後に撤去しています。住民からの通報や、見回りが発見した時点で警告札を付けますので、実際は長期にわたり放置されている場合が多いようです。

来月8月から、放置禁止区域外の放置自転車は、警告札を付けた後3日経過したら撤去をすることになります。

撤去した自転車等は三河島自転車保管場所等に一定期間保管し、所有者に返還しています。

撤去された自転車等を引き取るには、自転車は5,000円、原動機付自転車は7,500円の撤去手数料が必要です。撤去手数料が高額で、返還率は30%台です。

放置自転車撤去に毎年1億円の予算を使っています。啓発・集客施設の自転車置場の指導や、置きやすい自転車駐輪施設の設置など課題が多く、都市部での放置自転車対策は大きな課題です。ご意見をお寄せください。

【問合せ】防災都市づくり部土木管理課自転車対策係
電話番号:03-3802-3111(内線:2716、2717)

実施は8月から

昨年西尾久7丁目の放置自転車持ち主は現れず撤去されました



放置自転車撤去事業(荒川区事務事業シートより)

		(単位:千円)					
予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		92,239	94,258	95,132	98,405	103,144	124,690
決算額(2年度は見込み)		90,804	92,696	94,236	97,545	101,816	114,457
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
放置自転車撤去(台数)		7,306	6,246	5,177	4,529	4,790	4,360
返還(台数)		2,716	2,226	1,908	1,542	1,816	1,642
処分(リサイクル等含む)(台数)		700	700	650	700	580	587
売却(台数)		3,986	3,446	2,971	2,854	2,648	2,697

定例★法律相談

日時:8月20日(金)18:30~20:00

会場:北村あや子事務所 TEL&FAX:03-3894-6668

くらし・仕事のお悩み……ひとりで悩まず、ご相談ください。

弁護士と北村が相談をお受けします。

お急ぎの場合は法律事務所の相談日などをご案内します。

生活相談は随時受け付けています。困ったときにはいつでもどうぞ。

